

青森県知的障害者福祉協会 政策委員会運営規程

(目的)

- 1 この規程は、青森県知的障害者福祉協会で設置する政策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱及び任期)

- 2 委員長は、県協会会長が任命する。
 - (1) 委員会の委員は、会員又は準会員である施設又は事業に所属する者の中から、委員長が指名する。
 - (2) 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を指名する。
 - (3) 任期は、2年間とする。なお、再任は妨げない。
 - (4) 委員長は、東北地区知的障害者福祉協会の政策委員を兼務する。

(委員の構成)

- 3 委員の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 0～1名
 - (3) 委員 若干名（委員長、副委員長を含む）

(会議)

- 4 委員会は、委員長が招集する。
 - (1) 委員会は、東北地区知的障害者福祉協会政策委員会と連携し、その地域に根ざした政策提言や障害福祉サービス内容や報酬単価改定等における地域の要望等を取りまとめ、必要に応じて東北地区政策委員会を通じて、要望提出等を積極的に実施し国等へ働きかけるものである。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 委員長は、より専門的な事項を検討するため、当該委員により構成する小委員会を設置することができる。

付則

- 1 この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規定は令和 6 年 4 月 26 日より施行する。